

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|---|-----------|
| ◎ 規 則 | 所管課（室）名 |
| ○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 都 市 政 策 課 |
| ◎ 告 示 | |
| ・長崎県公文書コーナーの設置及び管理に関する要綱の一部改正 | 総 務 文 書 課 |
| ・保安林の指定 | 林 政 課 |
| ・道路の区域変更 | 道 路 維 持 課 |
| ・公有水面埋立ての免許出願 | 港 湾 課 |
| ◎ 公 告 | |
| ・製菓衛生師試験の実施 | 生 活 衛 生 課 |
| ・大規模小売店舗の変更事項届出（2件） | 経 営 支 援 課 |
| ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見 | 経 営 支 援 課 |
| ・肥料登録の有効期間の更新 | 農 産 園 芸 課 |
| ・土地改良区の定款変更の認可 | 農 村 整 備 課 |
| ・土地改良事業計画変更の認可 | 〃 |
| ◎ 公安委員会告示 | |
| ・乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について（2件） | 交 通 規 制 課 |

規 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第30号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成17年長崎県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（条例第3条第1項第1号の規則で定める区域）</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 政令第29条の9第6号に掲げる区域においては、次の</p> | <p>（条例第3条第1項第1号の規則で定める区域）</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 政令第29条の9第6号に掲げる区域においては、次の</p> |

| | |
|--|---|
| <p>いずれかに該当する区域を含まない区域</p> <p>ア 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第14条第1項及び第2項</u>に規定する洪水浸水想定区域、<u>同法第14条の2第1項及び第2項</u>に規定する雨水出水浸水想定区域<u>並びに同法第14条の3第1項</u>に規定する高潮浸水想定区域として指定された区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3メートル以上の区域（ただし、安全上及び避難上の対策が実施されると認められる区域を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> | <p>いずれかに該当する区域を含まない区域</p> <p>ア 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第14条第1項</u>に規定する洪水浸水想定区域、<u>同法第14条の2第1項</u>に規定する雨水出水浸水想定区域<u>及び同法第14条の3第1項</u>に規定する高潮浸水想定区域として指定された区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3メートル以上の区域（ただし、安全上及び避難上の対策が実施されると認められる区域を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> |
|--|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第730号

長崎県公文書コーナーの設置及び管理に関する要綱（令和3年長崎県告示第225号）の一部を次のように改正し、令和4年12月1日から適用する。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(休業日)</p> <p>第4条 公文書コーナーの休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(休業日)</p> <p>第4条 公文書コーナーの休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> |

長崎県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

北松浦郡小値賀町前方郷字里ノ前2494の1（次の図に示す部分に限る。）、2347の1から2347の4まで、2348の2、2349の1から2349の3まで、2351、2353の2、2356の1、2357、2358の1、2411、2413の2、2414、2426の2、2497、2498の3、2502の1、2502の2、2502の4、2503の1から2503の3まで、2505の1、2507の1、2507の2、2508の1、2508の2、字友尻2509の1、2512の1、2513の1、2518の1、2519の1、2523、2527、2528、2533、2534の1、字松ノ下2708の1・2718（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2709の2、2710の1、2710の2、2712の1、2713の1、2713の3、2714の1、2714の2、2715、2716の1、2717の1から2717の3まで、2722、字飯野崎2918、2966の3、2971から2974まで、字大池3015の1・3015の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2976の1、2976の2、2977の1、2980、2981、2990、2991、3011の1、3012の1、3012の2、3013の1、3013の2、3014、3065の1、字末ノ木3163の1、3165の2、3169の2、字横平3170の1、3171の1、3172の1、3173の1

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 野母崎宿線

道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 官公有無番地先（長崎市宮摺町186番2）から 官公有無番地先（長崎市宮摺町247番39）まで | 前 | 12.4～22.3 | 94.1 | |
| | 後 | 19.5～27.3 | 94.1 | |

長崎県告示第733号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月18日

長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和4年8月5日
- (2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
 名 称 長崎県
 所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
 代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾
 代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

西海市西彼町亀浦郷字山ノ串1070番から字東小干902番を経て、字土井ノ浦727番6に至る間の土地に隣接する無地番地の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおりに）

ウ 面積

1,153.30平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西海市西彼町亀浦郷字山ノ串1070番1、同字1070番から字東小干902番を経て、字土井ノ浦727番6に至る

る間の土地に隣接する無地番地の地内並びにこれらの地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

14,926.91平方メートル

(5) 埋立地の用途

海岸保全施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16

長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所

ウ 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222

西海市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

公 告

製菓衛生師試験の実施（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、令和4年度長崎県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 令和5年1月18日（水）14時から

(2) 試験の場所 長崎県庁 行政棟 大会議室、会議室302、303、304、305

（長崎市尾上町3番1号）

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論

(7) 製菓実技

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校への入学資格を有する者をいい、法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えているもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第5号）
イ 履歴書及び写真（受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの）及び氏名を変更した者は戸籍抄本
ウ 3の受験資格の(1)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

- エ 3の受験資格の(2)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

（ア）学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類

（イ）2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類

- オ 3の受験資格の(3)に該当する者は、法の施行の際現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に3年以上従事したことを証する書類を添付すること。

- カ 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び製菓実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。

(2) 受験手数料

9,400円（長崎県収入証紙を受験願書にちょう付すること。ただし、県外に居住する者は、現金書留又は定額小為替証書で送付すること。）

なお、受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。

(3) 受験願書の受付期間

令和4年11月21日（月）から令和4年12月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）。受付時間は、県庁及び県立保健所 午前9時から午後5時45分、長崎市保健所 午前8時45分から午後5時30分、佐世保市保健所 午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和4年12月9日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 受験願書の提出先

受験者の住所を管轄する保健所。または、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）とする。

5 合格の発表

合格の発表は、令和5年3月24日（金）に県のホームページに掲示し、合格者には合格通知書を送付する。

6 試験結果の開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、受験者本人が必要書類（受験票、合格証書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード・在留カード、特別永住者証明書等本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り、口頭で開示を行うことができる。

(1) 開示場所

長崎県県民生活環境部生活衛生課

(2) 開示期間

令和5年3月24日（金）から令和5年4月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

7 その他

- (1) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。

- (2) 受験願書には、郵便番号を記載すること。

- (3) 過去の試験問題については、ホームページ、県民センター及び県内6か所の行政資料コーナーで入手することが可能であること。

- (4) 受験手続その他詳しいことは、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2362）へ問い合わせること。

なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
OKホーム&ガーデン長与店
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1街区5号 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和4年4月1日

2 届出年月日

令和4年10月26日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長与町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐世保藤原町複合商業施設
長崎県佐世保市藤原町352番6 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
株式会社金納ホールディングス 代表取締役 金納 慶太
長崎県佐世保市大岳台町20番10号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗における設置者の代表者の氏名
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- (4) 変更の年月日
令和4年4月1日

2 届出年月日

令和4年10月26日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
- 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎・JR長崎駅高架下開発計画
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | 住所または所在地 | 氏名または名称 | 登録年月日 | 登録の有効期間 |
|-----------|---------|-----------|-------------------------------|-------------------|----------------------------|----------------|--------------------------------------|
| 長崎県肥第643号 | 魚廃物加工肥料 | 海の芽ぐみ602号 | 窒素全量 6.0% リン酸全量 2.0% | 佐賀県佐賀市巨勢町東西276番地3 | 大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫 | 平成19年 11月7日 | 令和4年 11月7日 から 令和7年 11月6日 |

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年11月19日総代会議決）を認可した。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 三会原土地改良区
認可年月日 令和4年11月7日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 三会原土地改良区
認可年月日 令和4年11月7日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、東彼杵町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和4年11月18日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

| 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称 | 所在地 | 停車又は駐車を する旅客の運送の用に 供する自動車の範囲 | 最左欄の停留所 における左欄の停車 又は駐車が道路又 は交通の状況によ り支障がないもの となるようにする ため必要と認める 事項 | 合意状況 |
|--|------------------------|---|--|------------------------------------|
| 彼杵本町（大村方面） | 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830番地7先 | 東彼杵町が運営する 自家用有償旅客運 送の用に供する自動 車に限る。 | 最左欄の停留所 における左欄の停 車又は駐車は、左 欄に係る運行時間 内に限る。 | 令和4 年11月1 日付け関 係者間で 合意 |
| 彼杵本町（川棚方面） | 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1831番地4先 | | | |
| 総合会館前（大村方面） | 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706番地5先 | | | |
| 総合会館前（川棚方面） | 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷747番地2先 | | | |
| 江頭（嬉野方面） | 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷753番地1先 | | | |
| 江頭（彼杵駅方面） | 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷13番地1先 | | | |

長崎県公安委員会告示第48号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、佐世保市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和4年11月18日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

| 旅客の運送の用に供する自 動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称 | 所在地 | 停車又は駐車を する旅客の運送の用に 供する自動車の範囲 | 最左欄の停留所 における左欄の停車 又は駐車が道路又 は交通の状況によ り支障がないもの となるようにする | 合意状況 |
|--|-----|------------------------------------|--|------|
| | | | | |

| | | | | |
|---------------|-----------------------|--|--------------------------------------|--------------------|
| | | | ため必要と認める事項 | |
| 世知原（檜巻方面） | 長崎県佐世保市世知原町栗迎302番4地先 | 佐世保市と運行に関する協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（通称「佐世保市乗合タクシー」）に限る。 | 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。 | 令和4年11月7日付け関係者間で合意 |
| 世知原小学校前（檜巻方面） | 長崎県佐世保市世知原町栗迎104番1地先 | | | |
| 檜巻（吉井方面） | 長崎県佐世保市世知原町檜巻30番9地先 | | | |
| 祝橋（吉井方面） | 長崎県佐世保市吉井町橋口13番4地先 | | | |
| 長田代（世知原方面） | 長崎県佐世保市世知原町長田代226番1地先 | | | |
| 太田橋（吉井方面） | 長崎県佐世保市世知原町太田68番4地先 | | | |
| 見返橋（鹿町方面） | 長崎県佐世保市小佐々町黒石306番17地先 | | | |
| 田原（鹿町方面） | 長崎県佐世保市小佐々町田原290番1地先 | | | |
| 臼の浦（鹿町方面） | 長崎県佐世保市小佐々町黒石624番20地先 | | | |
| 西川内（佐々方面） | 長崎県佐世保市小佐々町西川内281番8地先 | | | |
| 楠泊（佐々方面） | 長崎県佐世保市小佐々町楠泊690番26地先 | | | |
| 神崎入口（鹿町方面） | 長崎県佐世保市小佐々町矢岳165番22地先 | | | |
| 上原水源地（早岐方面） | 長崎県佐世保市早苗町394番3地先 | | | |
| 桑木場（早岐方面） | 長崎県佐世保市桑木場町308番4地先 | | | |
| 三川内山入口（早岐方面） | 長崎県佐世保市塩浸町173番5地先 | | | |
| 三川内小学校前（早岐方面） | 長崎県佐世保市三川内本町49番2地先 | | | |
| 江永口（有田方面） | 長崎県佐世保市吉福町434番6地先 | | | |
| 江永口（早岐方面） | 長崎県佐世保市吉福町250番3地先 | | | |
| 牛石（波佐見方面） | 長崎県佐世保市新行江町450番2地先 | | | |
| 花高4丁目（一丁目方面） | 長崎県佐世保市花高三丁目98番1地先 | | | |
| 下の原 | 長崎県佐世保市権常寺町392番1地先 | | | |
| 高尾（柚木方面） | 長崎県佐世保市柚木元町2355番2地先 | | | |
| 藤山神社入口（矢峰方面） | 長崎県佐世保市小舟町31番3地先 | | | |
| 柚木 | 長崎県佐世保市柚木町2210番1地先 | | | |
| 江迎（吉井方面） | 長崎県佐世保市江迎町長坂168番17地先 | | | |
| 高岩（田平方面） | 長崎県佐世保市江迎町乱橋571番17地先 | | | |

| | | | |
|--------------------|-----------------------|--|--|
| 志戸氏（田平方面） | 長崎県佐世保市江迎町志戸氏731番5地先 | | |
| 潜竜（田平方面） | 長崎県佐世保市江迎町田ノ元458番3地先 | | |
| 乙石尾（小川内方面） | 長崎県佐世保市吉井町乙石尾367番2地先 | | |
| 福井（松浦方面） | 長崎県佐世保市吉井町福井932番7地先 | | |
| 福井郵便局前（松浦方面） | 長崎県佐世保市吉井町直谷1065番22地先 | | |
| 春の前（吉井駅方面） | 長崎県佐世保市吉井町橋川内877番10地先 | | |
| 上橋川内公民館前（世知原方面） | 長崎県佐世保市吉井町橋川内358番1地先 | | |
| 吉井（佐々方面） | 長崎県佐世保市吉井町立石457番37地先 | | |
| 黒髪町二の二組公会堂前（桜馬場方面） | 長崎県佐世保市黒髪町650番8地先 | | |
| 桜ヶ丘入口（桜馬場方面） | 長崎県佐世保市黒髪町4075番106地先 | | |
| 木場入口 | 長崎県佐世保市黒髪町685番1地先 | | |
| 黒髪（桜馬場方面） | 長崎県佐世保市黒髪町79番1地先 | | |
| 黒髪（もみじが丘方面） | 長崎県佐世保市黒髪町76番2地先 | | |

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト